

天王学園サッカークラブ 規約

第1条 名称

当クラブは『天王学園サッカークラブ』という。

第2条 目的

社会体育の一環として、幼・少年児の広域における適切な運動の実践を通して強健な身体の育成と、体力向上を図ることを目的としているが、決してそれは単に健康を増進するためだけではない。

※第1の狙い…スポーツは、自分の技を磨き、お互いの技を競う。

自分の技を磨き、お互いの技を競いあうことは、意志力を強め競争意識を高めることであって、人間のシンボルを向上させる。

※第2の狙い…抑制の意志力の強化。

意志力は、プラス（促進）とマイナス（抑制）があるが、なかでも抑制の意志力は強く要請されている。欲求や欲望も、あるいは相手を消してしまいたい心も、抑制の意志力によって、その発動が抑止されている。

※第3の狙い…精神の向上。

スポーツは一定のルールのもとで行われている。ルールを守るという精神の向上とルールに従うことにより、人間関係の調整に重要な役割を果たす。

※究極の狙い

スポーツを通して、お互いに生命を尊重すること。

第3条 入会資格

年中児以上の男女で、当サッカークラブ規約・趣旨に賛同し、誓約するものとする。

第4条 入会手続き

入会希望者は、当規約に同意の上、当クラブホームページ「hacomono」より手続きを行う。

第5条 会費

会費は、別に定められた会費を納入しなければならない。

一旦納入した入会金・年会費・月会費・休会費は、原則として返金しないものとする。

第6条 休会

休会する場合は、その前月の15日までに所定の手続きをしなければならない。

第7条 退会

退会する場合は、その前月の末日までに担当コーチにその旨を伝えなければならない。

第8条 傷害事故

事故等に対しては、応急処置は行うがその後は保護者の責任とする。

入会、および年度更新の時にスポーツ保険に加入し、傷害事故等が起きた場合は、そのスポーツ保険の補償範囲内で保障する。なお手続きは、こちらで行う。

第9条 飛び級制度

担当コーチが認めた者に関しては、別学年で練習・試合への参加を認める。

第10条 免責

当クラブ内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた事故やトラブル・盗難について、当クラブは一切責任を負わない。

第11条 個人の肖像権について

当クラブでは、活動の様子を撮影（写真・動画等）し、公式ホームページやSNS（Instagram等）に使用することがあります。

肖像の使用は上記目的に限定し、営利を目的とした第三者への販売・譲渡は行いません。

また肖像を使用する際、選手（生徒）のイメージや名誉を損なうような使用を行わないよう配慮します。

使用に関するご希望がある場合は、個別にご相談ください。

第12条 発効

この規約は、2026年7月1日より施行する。尚、新たな事項が生じた場合、随時組み入れる。